

公の施設目標管理型評価書【新潟市水族館】

施設名	新潟市水族館		
管理者名		指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担当課	新潟市文化スポーツ部文化政策課		
所在地	新潟市中央区西船見町5932番地445		
根拠法令	—		
設置条例	新潟市水族館条例		
施設概要	設置：平成2年7月（平成25年7月リニューアル） 建物構造：鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階 施設規模：本館、別館、イルカショープール、イルカ屋内プール、ペンギン海岸 マリンサファリ 他 団体休憩室（大人150人）、にいがたフィールド 料金区分：大人1,500円、小学生・中学生600円、幼児200円		

施設設置目的
魚類、海獣、その他水生生物（以下「魚類等」という。）に関する知識を広め、魚類等への親しみを深めることにより、「市民の教養と健全な余暇の活用に資するため
管理・運営に関する基本理念，方針等
基本理念・基本方針等 新潟市水族館は、「環境と生物と人との出会いの場」という理念のもと、以下に掲げる基本的な使命を通して「次代を担う青少年の教育的機能」「市民が気軽に楽しめる文化施設」「『創造交流都市新潟』の核となる施設」という役割を担っている。 ① 環境と生物との出会い 水族館の敷地は、日本海を臨み松林に囲まれた良好な環境にあることから、水族館はそこに立地するにふさわしい環境と生物との出会いの広場とする。 ② 新鮮な感動と豊かな情操を育む 生命を知ることにより得られる新鮮な感動を通じて、次代を担う青少年の情操に資する水族館とする。 ③ 種の保存と自然保護 飼育技術の一層の向上と国内外の水族館・動物園・水産研究所との情報交換・調査研究活動などにより、水族館の社会的使命である「種の保存」と「自然保護」の啓発に努める。 ④ 学習の場として 小中学生を主体とした児童・生徒が、生物の生態を学習できると同時に、入館者の様々な知的欲求にも答えることができる博物館的機能を備えた水族館とする。 ⑤ レクリエーションの場として 文化的レクリエーション施設として、楽しく学習できるよう娯楽性を取り入れる。 ⑥ 「水の都、にいがた」のシンボルとして 日本海、信濃川など「水の都、にいがた」を特色づけている自然と風土を生かしながら、対岸諸国をはじめ世界の魚類や海獣類等を紹介し、環日本海の拠点都市にふさわしい水族館とする。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
	基準利用者数の達成	入館者数年間50万人以上			
		年間パスポート購入者9,800人以上			
	広報の充実	ホームページアクセス件数年間50万以上			
		ホームページ（SNS含む）更新件数週10回以上			
		県外向け広報を行うこと			
	各種サービス別満足度	「館内アンケート」の「展示内容（生物）に対する満足度」で「満足及び非常に満足」が90%以上			
		「館内アンケート」の「ショーに対する満足度」で「満足及び非常に満足」が90%以上			
		「館内アンケート」の「接客に対する満足度」で「普通」以上が90%以上			

市民	苦情・要望に対する対応	回答が必要な場合、2週間以内に連絡を入れているか。(回答が遅れる旨の連絡でも可)			
	事業等の実施	体験・学習ゾーンでのプログラム参加者数2,000人以上			
		設置目的に合致した特別展示企画を年間4企画以上実施			
	設置目的に合致したサービス提供	事業計画書に即した自主事業の実施			
	自然・環境保護活動の実施	自然保護団体等の活動への協力 専門的な研究の報告を年間4件以上			
社会教育活動の実施	ボランティア会員の活動日数を年間160日以上				
	学習支援の受け入れを年間24団体以上(出前講座を含む)				
	実習生の受け入れを年間15人以上				
財務	管理運営経費の節減	管理運営経費を指定管理料年度協定額(当初額)以下			
	市の歳入の増加	使用料収入を年間452,500千円以上			
業務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月10日までに提出			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告書を翌年度4月30日までに提出			
	改善を必要とする際の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかにそれに対応する			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	連絡体制の確立			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	防災訓練年1回実施			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	コンプライアンス研修の実施			
	守秘義務の徹底	守秘義務違反に該当する問題がないこと			
人材	配置人員条件の充足	業務の基準に定める有資格者を配置しているか			
	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	接遇研修を年1回以上実施			
		館内研修を年2回以上実施			
		研究会や研修会等に参加			
労働基準の充足	労働基準違反に該当する問題がないこと				

【評価基準】

- A：要求水準（評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている
 B：要求水準（評価指標）が達成されている
 C：要求水準（評価指標）が達成されていない

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

所管課による総合評価（所見）